

イノベ地域における交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業 「イノベ地域内の拠点を活用したイベントの開催」業務委託仕様書

この仕様書は、福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下、甲とする。）が受託者（以下、乙とする。）に委託する『イノベ地域における交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業「イノベ地域内の拠点を活用したイベントの開催」』（以下、本事業とする。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

なお、具体的な手法等については、提案企画の選定後、提案内容を基にした協議により決定する。

1 事業の名称

イノベ地域における交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業「イノベ地域内の拠点等を活用したイベントの開催」

2 事業の目的

本事業は、福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」とする。）の実現に向けた交流・関係人口の拡大を図るため、県内小学生及びその親世代を主な対象に、浜通り地域等 15 市町村のイノベ地域^(※)内の拠点等を活用したキャンペーンやイベント等を実施し、県民等のイノベ構想に対する認知度向上や理解・深化を促すとともに、将来的に構想を担う人材の育成及びイノベ構想の実現に向けた機運醸成に繋げることを目的とする。

(※) イノベ地域（浜通り地域等 15 市町村）

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

3 業務委託期間

委託契約締結の日から令和 8 年 2 月 2 7 日(金)までの期間

4 業務委託及びプロポーザル提案の内容

業務委託期間を通じて、小学生及びその親世代を主な対象に、参加者 1, 5 0 0 名程度を目標としたキャンペーンやイベントを 1 回以上実施すること。

については以下（1）～（5）の各事項について提案を行うこと。

（1）実施期間・回数

提案事項

- 業務委託期間内に実施するキャンペーンやイベントの時期、期間及び回数について提案すること。

（提案にあたっての留意事項）

- ・業務委託期間内でのキャンペーンやイベントの実施期間は制限しない。

(2) 場所

提案事項

- キャンペーンやイベントを開催することが可能な場所（拠点施設）等を、上記2のイノベ地域（浜通り地域等15市町村）内から選定し提案すること。

(提案にあたっての留意事項)

- ・小学生及びその親世代の集客が見込める場所を選定すること。
- ・イノベ構想に関連のある施設や拠点等を優先すること。
- ・イベントの実施に当たっては、事業の効果を高めるためにイノベ地域で行われる他のイベントなどと連携した取り組みを検討し実施すること。
- ・施設等との交渉や、造作物等の作製・設置・維持・撤去は委託業務に含まれるものとする。

(3) キャンペーンやイベント等の内容

提案事項

- イノベ構想の理解促進や機運醸成に資する方法を含めた内容とすること。
- 小学生及びその親世代を中心に、親しみやすく楽しめる内容を提案すること。

(提案にあたっての留意事項)

- ・開催形式等については制限しない。
- ・特に県内の小学校高学年児童及びその家族世帯の参加が中心となることを想定している。
- ・キャンペーンやイベントの開催にあたりシステム（アプリ等）等が必要となる場合は、開発及び維持管理を行うこと。なお、システム（アプリ等）等を新規で開発せず、既存のシステム等の改修等により使用する場合は、本事業の目的・仕様の達成が可能と見込まれる場合に限り可とする。その場合はその旨を提案書に明示すること。
- ・提案する業務内容において個人情報の収集を行う場合、本事業に最小限必要な内容に留め、プライバシー保護のための統計的な処理を行うなど、個人情報が外部に漏れることのないよう、その管理を適切に行うこと。
- ・キャンペーンやイベント等の制作したデザイン等の制作物の著作権は甲に帰属するものとする。
- ・上記のほか、提案は本事業を効果的に実施するための内容とする。
- ・開催日や開催場所等の詳細については、甲と協議のうえ決定する。

【参考】想定しているイベント等の開催形式事例は次のとおり

- ・ふくしまゼロカーボンDAY！（福島県）
- ・リアル宝探し コードF MAGICAL（福島県）
- ・そなえる・ふくしま 2024（福島県）
- ・福島イノベ構想・2024 クイズ&スタンプラリー※（当機構）

※「福島イノベ構想・2024 クイズ&スタンプラリー」と類似の企画を提案する場合は、特に実施内容や他のイベントとの連携について、最も効果的と思われる方法を提案すること。なお、令和7年度の甲による他イベントへのブース出展は、概ね10回程度を予定している。

（参考）甲が令和6年度に出展したイベント

<https://www.fipo.or.jp/activities-exchange/event>

（4）広報・PRツールの作成

提案事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">●目標人数以上の参加が期待できる効果的な広報手段を提案すること。 |
|--|

（提案にあたっての留意事項）

- ・提案するキャンペーンやイベント等への参加促進に資する訴求力のあるポスター及びチラシ（またはリーフレット）を必要部数作成すること。
なお、チラシ（またはリーフレット）の一部については、本事業の主な対象としている県内小学生児童（特に高学年）への夏休み前の配付を想定している。
<参考>令和5年度の県内小学校児童数 約83,400人（県内小学校390校（分校含む））（内4・5・6年生は約42,100人）
なおポスター及びチラシ（またはリーフレット）のデザイン及び配付方法等については、甲と協議の上で決定する。
- ・キャンペーンやイベント等を行う施設等では、参加者の目に留まる造作物等を作製し設置・掲出することを想定している。また設置する施設等との交渉や、啓発物等の設置・維持・撤去も業務委託に含まれるものとする。
- ・上記以外の広報手段について、効果が見込めるものであれば媒体の種類は指定しない。

（5）運営体制等

提案事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">●事業目的を達成するための効果的な運営体制及び運営方法について提案すること。 |
|--|

（提案にあたっての留意事項）

- ・実施するキャンペーンやイベントの事務局を設置し、問い合わせ等について対応すること。

- ・会場の手配や参加申込みの取りまとめ、資機材の準備及び設営、撤去、出演者等との調整など、主に甲が行う場合を除く開催に関わる調整の一切を乙において行うこととする。
- ・会場使用料や謝礼等の費用は、業務委託費に含めること。
- ・参加者数や参加場所等のデータ分析を行い報告書に含めること。
- ・効果を測定するため、参加者へのアンケート等を実施すること。なおアンケートの設問は乙にて作成し、甲と協議のうえ決定する。
- ・イベント等終了後の業務委託期間内に、将来的な効果を検証するための追跡調査（再アンケート）を実施すること。なお、具体的な実施方法については、甲乙協議のうえ決定する。

5 成果品

実績報告書（正副本1部ずつ）

乙は、実施した内容について取りまとめた実績報告書を作成し、委託期間内に提出すること。

6 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務着手届（様式第1）
 - ・総括責任者通知書（様式第2）
 - ・実施工程表（任意様式）
 - ・業務実施体制図（任意様式）
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務完了届（様式第3）
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

7 総括責任者

乙は、本事業に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

8 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本事業の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本事業実施のために必要な協力をする。

9 委託料に含まれる経費

委託料には、業務委託の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合は甲と協議するものとする。

10 その他

- ・著作権は甲に帰属する。
- ・乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- ・業務遂行に当たっては、各種関係法令を遵守し、適切に対応すること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上、当然必要と思われるものについても本事業に含まれるものとする。